

社会福祉法人神川町社会福祉協議会福祉資金貸付規程

(目 的)

第1条 本資金は、神川町内に住所を有する低所得世帯に対して貸付けを行うことにより、生活の安定と自立の助長を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 資金の貸付け対象となる世帯は、町内に引き続き3カ月以上居住し、低所得世帯で臨時的出費又は収入欠如等のため生活を脅かされ、又は、その恐れがあり、生活維持に応急的な資金を必要とするものであって、かつ担当民生委員が貸付けの対象とすることを適当と認めたものとする。ただし、民生委員が不在等の理由により、貸付対象の認定を得られないときは、後日速やかに承認を受けるものとする。

(貸付金額の限度)

第3条 貸付金額は、1世帯につき5万円以内とする。

(償還期限)

第4条 貸付金の償還期限は、貸付けの日から1年以内とする。必要な場合期限内で、貸付けの日から2ヶ月以内の据置期間を設けることができる。

(償還方法)

第5条 貸付金の償還は、月賦償還の方法による。但し、借受人の生計状態により一括又は半年賦償還等の方法によることができる。

2 借受人は、いつでも繰上償還をすることができる。

(貸付利子)

第6条 貸付金は、無利子とする。

(延滞利子)

第7条 借受人が貸付金を定められた償還期限までに支払わなかつたときは、延滞元金につき年5.0パーセントの率をもって、当該償還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。

(連帯保証人)

第8条 借受人は、原則として連帯保証人を立てるものとする。連帯保証人の条件は次の各号に定めるところによる。

(1) 連帯保証人は、65歳未満の収入が安定し、借受人と別世帯で神川町内に3か月以上居住する者とする。

(2) 連帯保証人は、原則として1名とする。

(3) 連帯保証人は、借受人が負担する一切の債務について、借受人と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの規程に従うものとする。

(4) 民生委員は連帯保証人となることができないものとする。

2 借入申込者が生活保護受給申請中の者、又は連帯保証人を立てることができない相当の理由がある者については、連帯保証人を省略することができるものとする。

(借入申込の手続き)

第9条 借入申込者は、別に会長が定める手続きにより、借入申込書を提出しなければならない。

(一時償還及び貸付けの停止)

第10条 会長は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は1部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって貸付金の貸付けを止めることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正手段により貸付を受けたとき。

(2) 故意に償還金の支払いを怠ったとき。

(3) 貸付金の償還が完了しないとき。

(償還の手続き)

第11条 借受人は、償還計画に従い、別に会長の定める手続きによって所定の支払期日までに会長に償還しなければならない。

(貸付金の償還猶予)

第12条 会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められたときには、貸付金の償還を猶予することができる。

(貸付金の償還免除)

第13条 会長は、借受人の死亡その他やむを得ない事情により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、償還未済額の全部又は1部の償還を免除することができる。

(運営委員会)

第14条 会長は、本資金の運営の適正を期するため、福祉資金運営委員を設けるものとする。

(委 任)

第15条 この規程に定めるもののほか、本資金の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、改正前の社会福祉法人神川町社会福祉協議会福祉資金貸付規程に基づき貸し付けられた資金は、なお従前の例による。

社会福祉法人神川町社会福祉協議会福祉資金貸付運営委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、福祉資金貸付規程13条第2項の規程により、福祉資金貸付運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）の会長の諮問に応じて、福祉資金貸付の貸付けに関し、次の各号に掲げる事項について町社協の会長に意見を具申するものとする。

- (1) 資金貸付運営の大綱
- (2) 貸付金の償還猶予、延滞利子の免除及び貸付金の償還免除
- (3) 一時償還及び貸付けの停止
- (4) その他会長が必要と認める事項

(組 織)

第3条 委員会は、民生・児童委員、町社協の役員及び職員、関係行政機関の職員、学識経験者のうちから町社協の会長が依嘱する者をもって組織する。

(委 員 長)

第4条 委員会に委員の互選による委員長1名を置く。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任機関とする

(会 議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(定数及び議決の方法)

第7条 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席かなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、町社協の事務局において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、別に委員長が定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。